

乳児保育における愛着を育む保育者の役割

後藤 由美

愛知みずほ短期大学 現代幼児教育学科

Yumi Goto

Aichi Mizuho Junior College

キーワード：乳児，愛着形成，保育者，養護施設

Keywords: Infant, Attachment formation, Caregivers, Nursing home

1. 問題と目的

今日、子どもを取り巻く環境は多様化している。平成18年「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」¹⁾が成立し、平成18年10月から法律が施行され、認定こども園制度が始まった。認定こども園の特徴として1) 保護者が就労しているかどうかに関係なく受け入れを行い、就学前の子どもに幼児教育および保育を提供する。2) すべての子育て課程を対象に子育てに関する相談活動や情報提供を行い、地域における子育て支援を実施するなどの特徴が挙げられる。制度の施行から10年以上が経過した現在では内閣府の調査によると平成23年には762園であったが、平成28年度には4001園に増加している。この、認定こども園の増加の背景には、待機児童問題の解消が大きく関わっていることは言うまでもない。乳児の保育利用率の増加は、認定こども園の増加と大きく比例しており、保育現場では乳児保育の充実が課題とされている。

また、5年に一度行われる児童養護施設入所児童調査の結果（平成25年2月）²⁾では、前回平成20年に行われた調査時と比較して、児童総数が、里親委託児が4,534人と923人増、養護施設児は29,979人で1,614人減、情緒障害児は1,235人で131人増、自立施設児は1,670人で325人減、乳児院児は3,147人で152人減、ファミリーホーム児は829人、援助ホーム児は376人であった。（ファミリーホーム児と援助ホーム児は、前回調査項目なし。）その中で、心身の状況では、養護施設児の約3割が「障害あり」という結果が出ており、さらに特に指導上留意している点として「心の安定」が各施設に共通していることが分かる。

保育所、幼保連携型認定こども園では、これらの背景を受け、平成30年に「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定が行われた。「保育所保育指針」では、改定の背景及び経緯として少子化や核家族化、地域のつなが

りの希薄化の進行、共働き家庭の増加などを背景に、様々な課題が拡大、顕在化している。子どもが地域の中で人々に見守られながら群れて遊ぶという自生的な育ちが困難となり、乳幼児と触れあう経験が乏しいまま親になる人も増えてきている一方で、身近な人から子育てに対する協力や助言を得られにくい状況に置かれている家庭も多いことなどが指摘されている。

一方で、乳幼児期における自尊心や自己制御、忍耐力といった社会情緒的側面における育ちが、大人になってからの生活に影響を及ぼすことが明らかになってきた。これらのことから、乳幼児保育の果たす社会的役割は、一層重視されていることが伺われる。

「保育所保育指針」では、以下の5点を基本的な方向性として挙げられた。

- 1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
- 2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- 3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し
- 4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性
- 5) 職員の資質・専門性の向上

特に、乳児保育についてはこの時期の発達の特徴を踏まえ、生活や遊びが充実することを通して、子ども達の身体的・社会的・精神的発達の基盤を培うという基本的な考え方の下、乳児を主体に以下の視点を重視している。

- 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」
 - 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」
 - 精神的発達に関する視点「身近なものや感性が育つ」
- という視点から保育内容が明らかにされた。

これらの点からも、保育者が求められる役割が重要視されている。また、児童養護施設入所児童調査による特に留意したい点での「心の安定」や「新保育所保

育指針」における視点にも含まれる社会的発達に関する視点は重要な項目の一つと考えられる。

これまでの先行研究からは、保育所保育におけるアタッチメント（愛着）形成や要養護児童のアタッチメント形成といった施設ごと愛着形成について明らかにされているが、保育者をめざす者にとっては基本的知識の習得にとどまり、各施設が抱えている現状やそれに伴う保育者の役割については言及されていない。

本研究では、他者との関わりの第一歩である乳児に着目し、愛着形成における保育者のあり方を明らかにし、今後の保育者に求められる役割を追究することを目的とする。

2. 児童福祉施設における保育士の配置

今日、国家資格である保育士資格を取得した者が働ける場は多様化している。平成 21 年児童福祉施設最低基準の条例委任について出されたが、⁵⁾ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害短期治療施設に保育士が配置すべきと記されている。また、平成 23 年 6 月の「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」において児童福祉施設最低基準の一部改定として、加算職員の配置、現行の措置費に含まれている直接処遇職員で児童福祉施設最低基準に配置が規定されていないものの明確化がされた。以下、保育士の配置が必要な施設を抜粋する。

ア. 乳児院では、定員 10 人未満の施設を除く乳児院の看護

師、保育士又は児童指導員の数について 1 歳児 1.7 人につき 1 名以上、3 歳以上児おおむね 4 名につき 1 名。定員 10 人以上 20 人以下の施設に保育士を 1 人以上加配することとする。

イ. 母子生活支援施設では、保育所に準ずる設備の保育士数について、乳幼児おおむね 30 人につき 1 人以上とする。

ウ. 児童養護施設では、定員 45 人以下の施設に、児童指導員又は保育士を 1 人以上加配すること。乳児が入所している施設にあたっては、児童指導員又は乳児おおむね 1.7 人につき 1 人以上配置すること。

エ. 知的障害施設では、定員 30 人以下の施設に児童指導員又は、保育士を 1 人以上配置すること。

オ. 盲ろうあ児施設では、定員 35 人以下の施設に、児童指導員又は保育士を 1 人以上加配すること。とされている。

さらに、今日、厚生労働省は平成 30 年、待機児童数及び保育利用率の推移として平成 29 年度、低年齢児（0～2 歳）23,114 人とし、そのうち 0 歳児 4,402 人（16.9%）1.2 歳児 18,712 人（71.7%）3 歳以上 2,967 人（11.4%）が明らかになった。平成 22 年と比較すると、低年齢児が平成 22 年は 29.5%に対して

平成 29 年には、45.7%と飛躍的に増加していることが分かる。このことは、近年低年齢児である乳児の保育利用が増加していることが言える。

現在における保育士資格は、平成 11 年に「保母」という名称から「保育士」に変更になり、平成 13 年の児童福祉法改正により平成 15 年から国家資格となった。保育士は、ほとんどの児童福祉施設に配置され、子どもの保育、支援、日常的ケアを担当している。保育士の仕事内容は幅広く、働く施設機関によっても異なるが、共通の職務として下記に挙げられる。

（相沢、林 2015）⁶⁾

- ①子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの福祉を積極的に増進するように努めること。
- ②子どもの心身の成長・発達をサポートすること。
- ③保護者の相談に応じ、ともに子どもの育ちを支えること。
- ④子どもや保護者の立場や意見を代弁すること。
- ⑤地域の子育て環境づくりをすること。

さらに、児童養護施設では、様々な専門職の職員と連携をとりながら進めて行かなければならない。各施設に配置が必要とされる専門職を「児童福祉施設の設置及び運営に関する基準」と平成 23 年 6 月に施行された「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」⁷⁾ から保育士資格を有する者が就ける施設は表 1 のようである。

この表からも伺えるよう、保育士は 11 の施設で職務に就けることがわかる。それぞれの施設における特色に応じて専門知識を活かしながら、他の専門職員と連携し乳幼児や児童の保育、支援の必要性が分かる。さらに、保育士資格が任用資格の一つとしてあげられる母子支援員、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）、児童生活支援員がある。母子支援員は、自立のための就職支援や育児相談、法的な手続きや福祉事務所などと連携を行う。児童の遊びを指導する者は、児童厚生施設（児童館や児童遊園）に配置され、児童の自主性、社会性、創造性をたかめ、地域における健全育成活動の助長を図る。児童生活支援員は、児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者であり、児童自立支援専門員とともに児童の生活を支援する。このように、それぞれの施設の特性は異なり、職務内容は多様であるが、子どもと関わり、子どもの心身や成長のサポートし、保護者と関わりながら子どもの成長を見守るといった内容は同じであり、保育士は、このような役割が求められている。

表1. 社会的養護施設に必要な職員配置

			保育士	※母子支援員	※児童の遊びを指導する者	※児童生活支援員
家庭養育	利用する施設	助産施設				
		児童厚生施設			配置が必要	
		児童家庭支援センター				
	通所施設	保育所	配置が必要			
社会的養護	施設養護	母子生活支援施設		配置が必要		
		児童養護施設	配置が必要			
		乳児院	看護師又は保育士			
		福祉型障害児入所施設	配置が必要			
		医療型障害児入所施設	配置が必要			
		福祉型児童発達支援センター	配置が必要			
		医療型児童発達支援センター	配置が必要			
		児童心理治療施設	配置が必要			
		児童自立支援施設				

※任用資格の1つとして保育士資格。保育士資格で業務に就くことができる。

3. 社会的養護の基本原則

平成24年3月、厚生労働省は「社会適用施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」通知し、ここには新たに「第三者評価」が義務づけられ、2つの基本理念、6つ社会的養護の原理が挙げられている。特に、原理2での「発達の保障と自立支援」では、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことが出来るようになる。自立にむけた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会発達もこうした基礎があって可能となること。

さらに、「相澤ら⁸⁾は、乳児期に形成される愛着や基本的信頼感、養育者との関係を媒体に形成されるので、乳児院や児童養護施設では、それらの発達を保障する関わりが必要であるとしている。

このことから、養育者との関係性が極めて重要であることが分かる。

4. 施設養護における現状と課題

乳幼児・児童期の発達研究の動向と展望として木下(2016)⁸⁾は、「社会的な関わり」に着目し、社会的

な関わりそのものの発達、社会的な関わりを通じた自己形成、社会的な関わりを介した認知と学習の3つのカテゴリから先行研究をレビューし、生物学的基盤をもって生まれたヒトが社会・歴史的な存在としての人間になる道行きで、環境とりわけ社会的諸要因が重要な役割を果たしていると述べている。その中でも、遺伝率が著しく低い心理学的特性も存在しており、その一例がアタッチメントであるという。

大泊⁹⁾は、社会的養護を要する児童に対する児童福祉施設の動向と今後の展望を、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設ごとの被虐待児・発達障害児に対する治療的養育、心理的ケアの視点から検討した。

乳児院は児童福祉法第37条の規定として「乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させ、これを養育し、合わせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする」とされている。現状として、健常児に加えて、病弱児、虚弱児、障害児、障害児など身体面での問題を抱えた子どもへの対応が必要（大泊2010）¹⁰⁾であり、多様化する問題を抱えている子どもの対応を必要としている。

児童養護施設では、児童福祉法第41条では「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保、その他の理由により特に必要のある場合は乳児を含む）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所したものにたいする相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする」としている。入所する子どものほとんどは被虐待の経験を持ち（田中2011）¹¹⁾心身的に配慮が必要とされている。そのため、厚生労働省では1995年度から心理療法担当職員（心理職、心理士）の配置が進められるようになった。

児童心理治療施設では、児童福祉法第43条の2の規定として「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせ、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、その情緒障害を治療し、合わせて退所した者について相談その他の援助を行う事を目的とする施設とする」とある。児童虐待問題の深刻化により、1999年に厚生省（現在の厚生労働省）から『子ども虐待対応の手引き』が出され、

「虐待を受けた子どもの心的後遺症が重篤な場合は情緒障害に該当し、情緒障害児短期治療施設の対象となるから、情緒障害短期治療施設に入所して、精神科医と心理療法を担当する職員による治療とそれらの専門家の助言をもとに行われる生活指導を受けることが適切である」としている。また、現在の入所児の権利擁護などの観点から「情緒障害治療児短期治療施設」から「児童心理療育施設」と名称変更になった。

障害児入所施設の、「知的障害児施設」「第2種自閉症児童施設」「盲ろうあ児施設」「肢体不自由児療護施設」が「福祉型障害児入所施設」となり、「第1種自

閉症児施設」「肢体不自由児施設」「重症心身障害児施設」が「医療型障害児入所施設」となっている。

児童自立支援施設は児童福祉法第44条において「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」としている。

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条において「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためのその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と定めている。

これらの施設養護では、保育士の配置が必要とされ、役割が大きい。近年、よりよい社会的養護を目指すため、ボウルヴィ（Bowlby, J.）の「乳幼児の精神衛生」¹²⁾によりアタッチメント（愛着）の重要性が強調されるようになってきた。また、1994年に批准した「児童の権利に関する条約」（児童の権利条約）第20条「家庭環境を奪われた子どもの養護」にも里親委託等家庭養護の優先について明記されている。

2016年児童福祉法が改定され、第1章総則に「児童を家庭において養育することが困難であり、または適当でない場合」「児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」されることが重要であり、それが出来ない場合は「児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」と記されている。これらのことから家庭と同様な養育環境の重要だとされ、アタッチメント形成とその保障をするには、特定の他者との継続的な関係が維持されること、子どもが安心して暮らし、自己という存在が丸ごと受け止められていると実感できることが重要だと山口（2007）¹³⁾は検証している。

これらの事から、家庭養護の重要性も伺われるが、現状の課題として①登録里親確保の問題②実親の同意の問題③児童の問題の複雑化④実施体制、実施方針の問題から日本の里親委託は必要とされながらも発展せず、施設養護が中心となっている。（相澤、林2017）¹⁴⁾

5. 施設養護における愛着形成

施設養護で愛着形成に携わる施設は、対象児童が乳児（特に必要な場合は幼児を含む）の乳児院と保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は乳児を含む）の児童養護施設である。養護施設における愛着形成に対する課題は、特定の大人との安定した一体一の関係が不足することによる問題と言える。しかし、今日ではこの問題を克服するために、ほとんどの乳児院において担当制保育に代表されるような特定の保育者と特定の子ども

もとのアタッチメント関係を形成する取組がなされている。(樂木 2002)¹⁵⁾ 乳児院における愛着に関する研究は多い。

愛着形成と養育担当者の関係性については、入所時月齢が低く、かつ在院期間がながいほど乳児院における養育効果があがっていたことが報告されている。

(綾野ら 1981)¹⁶⁾ さらに、養育担当制と発達指数の関係性を測定したところ、担当制を採用していた乳児院と中間型の乳児院に比べて非担当制養育の発達指数が低い結果が得られた。このことは、担当制による愛着形成から乳幼児の精神発達効果を持つことが予想している。(金子 1993)¹⁷⁾ さらに、杉田 (1994)¹⁸⁾ は、担当時のケース記録、発達の把握、病院への通院等園外へ出かける際の付添の責任を負う「ケースマザー」という呼称を用いている施設の職員に意識調査を行っている。その中で、職員と児童の一对一の関係性についての重要性を指摘し、担当児童との関係成立に向けて真剣に取り組んでいることが明らかになっている。さらに、若井ら (2009)¹⁹⁾ は、全国の乳児院で看護師、保育士に現在の保育看護業務の実施状況、職員の専門性発揮の現状を調査した。その結果、子どもの健全な成長発達を促すための日常生活に関する援助と家族再統合に向けた子育て支援に関する援助とした。さらに、保育実践における看護ニーズとして乳児院に入所する子どもは、愛着形成がなされていないまま親子分離をしているため、保育者との愛着形成を促し、乳幼児の健全な心身の発達を促す看護師の専門的ケアは重要であることを指摘している。

また、看護師及び保育士の協働意欲に影響する要因は、専門職としての成功体験を獲得したと時であり、これらの体験は専門職としての役割遂行ができた達成感を実現するためのプロセスにおいて、他職種が協力することの重要性を裏付けている。(若井、小河 2011)²⁰⁾

これらの先行研究から、乳児院における保育者との愛着形成は、一体一の関係性を重視し、担当制を用いることで安心安定した生活が送れ、乳幼児にとって健全な心身の発達を促す事ができると言えよう。また、乳児院には保育士と看護師など他職種の連携も重要になり、他職種がそれぞれの専門分野からアプローチをし、協力することでより効果的であることが推測されている。

また、東野ら (2013)²¹⁾ は乳児院における在所年数の長期化にかかる要因として「保護者の養育上の問題となる障害の状況」が挙げられ保護者が抱える問題の大きさが指摘され、在所年数の長期化が示唆された。吉見 (2016)²²⁾ は、親がどのような生活歴をたどり現在の厳しい生活状況について調査している。そこでは、乳児の養育困難な状況として、母親の疾患、入院、受刑などが挙げられるが、さらに、疾病等の子育てができない状態ではないが、生活と子育ての両立ができない母親たちが乳児院を利用していることが挙げられている。これらの結果から、乳児院の課題の一つとして、母親への子育て支援や退所後の相談も重要になってくると考えられる。

この事から、乳児院における愛着形成は担当制による特定の大人との関わりが重要であり、精神発達効果にも影響することが分かる。しかし、乳児院が抱える課題として、乳児院の在所年数と保護者の抱える問題が大きく関わっていることや、ボウルヴィ

(Bowlby, J.によりアタッチメント(愛着)の重要性が訴えられ、1994年に批准した「児童の権利に関する条約」(児童の権利条約)第20条「家庭環境を奪われた子どもの養護」に里親委託等家庭養護の優先について明記されていることから、家庭的養護(里親、小規模住居児童養育事業(ファミリーホーム)、養子縁組)への重要性が現在高まっている。これらの家庭的養護では、保育者の配置はないが、今後、日本の社会的養護において重要な役割を担うことは言うまでもない。

6. 新保育所保育指針による愛着形成

まず、なぜ保育者保育指針にも新たな視点として社会的発達の視点が明記されたのか、その背景を探っていく。平成30年に改定された「保育所保育指針」²³⁾では「受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う」としている。具体的には、社会の中で生きていく人間として、子どもの発達において特に大切なのは、人との関わりであるとしている。また、乳児期において身近にいる特定の保育士等による愛情豊かで受容的・応答的な関わりを通して、相手との間に愛着関係を形成し、これを拠りどころとして、人に対する信頼感を培っていくとしている。ねらいとして以下のことが示されている。

- ① 安心できる関係の下、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。
- ② 体の動きや表情、発声などにより、保育士等と気持ちを通わせるようにする。
- ③ 身近な人に親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。

これらの背景として、平成28年「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」²⁴⁾では乳児・1歳以上3歳未満児の保育の重要性として、乳児から2歳児までは、他者との関わりを初めて持ち、その中で自我が形成されるなど、子どもの心身の発達にとって極めて重要な時期とし、この時期の保育の在り方は、その後の成長や社会性の獲得に大きな影響をあたえるとしている。また、国際的にも自尊心や自己制御、忍耐といった社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を乳幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じるといった研究成果などから、乳幼児期、とりわけ3歳未満児の保育の重要性への認識が高まってきているとしている。

1.2歳児の保育所の利用率は上昇しており、多くの3歳未満児が保育所を利用するように変化していることから、保育所におけるこの時期の保育の在り方について保育所保育指針においても、より、積極的な位置づけを必要としている。

また、基本的信頼感の形成では、乳児から2歳児までの時期には、保護者や保育者などの特定の大人との間で愛着関係が形成され、食事や睡眠などの生活リズムも形成されていく。この時期は、周囲の人や物、自然など様々な環境との関わりの中で、自己という感覚や、自我を育てていく時期としている。さらに、乳児期からの保育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の獲得にも大きな影響を与えるものであり、子どもの主体性を育みながら保育を行うことが重要である。また、保育士等との信頼関係の構築により基本的信頼感を形成することは、生涯を通じた自己肯定感や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやり抜く力などのいわゆる非認知的能力を育むことにもつながるものであり、保育士等が子どものサインを適切に受け取り、子どもたちの自己選択を促しつつ、温かく応答的に関わっていくことが重要であるとされている。

この、「保育所保育指針」の改定の方向性からも乳幼児保育の需要の増加が伺われ、乳児期における保護者や保育者などの特定の大人との間で愛着関係、周囲の人や物、自然など様々な環境との関わりの中で、自己という感覚や、自我を育てていく時期であり、さらに、保育士等との信頼関係が、基本的信頼感を形成することに関係し、生涯を通じた自己肯定感や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやり抜く力などのいわゆる非認知的能力を育むことにもつながるため、乳児期の保育者の役割は極めて大切であることが分かる。

7. 保育所における愛着形成過程

上田ら(2003)²⁵⁾は乳幼児の愛着関係を形成させていく過程及びその愛着関係の変容過程、第一愛着対象者との関係の変容可能性について検討し、第一愛着者との愛着関係不安定な対象児が、徐々に特定の保育者との間に愛着関係を形成させ、安定し、さらに第一愛着者との関係改善の可能性も示された。また、上田(2002, 2003)²⁶⁾では異なる年齢でも検討し、同様の結果が得られている。さらに上田(2003)²⁷⁾は、これらの量的データと質的データで照らし合わせ、矛盾した傾向がないことで妥当性を確認している。

このことは、虐待や貧困などの理由により第一愛着者との愛着関係が不安定もしくは崩壊していたとしても、その他の愛着対象者との間に少なくとも1つでも安定した愛着関係が存在すれば、その後の愛着関係や対人関係が安定したものになりえることが推測される。しかし、愛着対象者との安定した愛着関係の構築はどのようなものが考えられるのだろうか。

初塚(2010)²⁸⁾はアタッチメント(愛着)理論から保育所保育の在り方から、「アタッチメントネットワークの構築は12ヶ月ごろまでの時期が重要であるため、0歳児保育の充実させることの重要性が明らかになっている。また、特定・特別の保育者との間に、緊密で継続的な関係性を構築していくことが保育所保育の実践の指針として明らかにしている。さらに、1

人の子どもに関わる保育者の人数は、「少数」「特定」「特別」の存在であるため、特定の保育者が1人の子どもに継続的に関わる体制「担当制」が望ましいとしている。また、保育者の果たすべき役割として「安全基地」としての役割、子育て・支援者・カウンセラーとしての役割が挙げられている。

8. 愛着形成における保育者のあり方

以上の先行研究から愛着形成における保育者のあり方を概観する。

第一に、子どもと保育者の継続的な担当制や一对一、特定の保育者との関わりを大切に用いた安定した保育の重要性であることが言える。

第二に、職員の連携により、専門的分野からの支援や援助、さらに職員同士の協力体制が、保育充実に繋がっていると見えよう。

第三に、様々な環境との関わりの中で、自己という感覚や自我を育てていく時期としている。そのためには、安定、安心できる環境作りを目指す必要がある。

また、保育者は第2章でも述べたように、様々な施設で活躍している。乳児院、児童養護施設、保育所とそれぞれ施設の特性があり、求められる保育内容も異なる。しかし、乳児が利用する施設であると言うことや支援、援助が必要であることには違いない。そのため、保育者は上記の視点を持ち保育にあたることが望ましいと考えられる。

9. 保育者に求められる役割と今後の課題

これらの先行研究から、保育士が多岐に渡る施設で活躍している事が分かり、愛着形成過程での養育担当制による精神発達への効果が大きいことやケース記録、発達の把握、病院への通院等園外へ出かける際の付添といった日常生活を共にする保育者(大人)との関わりが子どもの発達に影響することが明らかになっている。このことは、保育者が子どもと関わる中で、重要な視点の一つといっても過言ではない。また、乳児保育への期待が高まる中、子どもとの間に少なくとも1つでも安定した愛着関係が存在すれば、その後の愛着関係や対人関係が安定したものになりえる可能性が示唆されていることから、保育者は子どもにとって「安全基地」としての役割、子育て・支援者・カウンセラーとしての役割と多様な側面を必要とされている。

大迫²⁹⁾は、保育の新時代への期待として「日常生活を支援する保育という活動の重要性」と「保育におけるソーシャルワーク的な機能の充実の必要性」を明記し、保育者の生活場面での支援とソーシャルワーク的な視点を取り入れることで、より保育士の専門性が高まるとしている。これらの見解を基に今後の課題について概観したい。

9.1. 日常生活を支援する保育者の役割

保育士は、保育園を始め子どもの生活に携わる事に重点が置かれていると言っても過言ではない。特に長時間保育を利用する子どもにとって保育者との関わりは一日の大半を占めており、排泄、食事、身の回りの始末といった生活の中での支援者である。そのため、保育者は子どもの成長を目の当たりにすることができ、子どもとの信頼関係も築きやすい。そのため、家庭以外での愛着形成には、特定の大人（保育者）との関わりは重要であるため、保育者は愛着形成を築きやすい環境にあり、保育を行う中で意識的に子どもと関わり愛着を育むことが保育者の重要な役割であると考えられる。

9.2. ソーシャルワークを重視した保育者の役割

厚生労働省から保育者はソーシャルワークについて習得することの必要性が示され³⁰⁾、子育て支援の一環として子どもや子育て家庭に関するソーシャルワークの中核を担う機関と、必要に応じて連携を取りながら行われるものであり、ソーシャルワークの基本的な姿勢や知識、技術等についても理解を深めたいと展開していくことが望ましいとしている。さらに、保育者に求められるソーシャルワークについて山本

(2013)³¹⁾は、子どもや家族に対するアセスメントスキルの向上、組織的体制を持ったソーシャルワーク支援の提言を明らかにしている。また、長谷中

(2017)³²⁾は保育者がソーシャルワークについて学びを深めるためには、交流経験の質や振り返り（リフレクション）も重要である可能性、継続的な実践的ソーシャルワーク教育の展開の重要性を確認している。

保育者は子どもの愛着形成や成長に直接的に携わる重要な役割を担っている。しかし、子どもの成長過程を保育者だけにとどめるのではなく、保護者と情報を共有し、地域社会全体で子どもの育成を支援することが求められている。そのためには、ソーシャルワーク支援は保育者にとって重要な役割の一つと言えよう。

9.3. 職員間の連携から見える課題

乳児保育を行う保育者は、一人で行うことは少なく複数担任制で行われることが多い（佐々木（1979）³³⁾）。そのため、利点として中平（2015）³⁴⁾らは、複数担任制の利点として安全面の確保、保育の充実、保育の幅の広がりなどの利点とし、さらに「連携」「共通理解」「話し合い」が困難さにつながっていることも明らかにした。

しかし、乳児院での職員間の連携や保育所での複数担任など職員間の連携の重要性は明らかであるが、課題となっていることも言うまでもない。

10. おわりに

これまで、保育者の多様性を明らかにし、さらに乳児期の愛着形成は、その子にとって成長の重要な発達

であることを明らかにした。本研究では、愛着形成における保育者の在り方を探ってきたが、日常生活での支援者、ソーシャルワーク的な支援者といった側面を備え、職員間で連携を取りながら進めて行くことが望まれる。今後、保育現場での愛着形成について追究し、より充実した保育につなげられるようにしたい。

〈引用文献〉

- 1) 文部科学省（2006）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」
www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06040515/06062708/002.htm
- 2) 厚生労働省（2013）「児童養護施設入所児童調査」
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071187.html
- 3) 社会保障審議会児童部会保育専門委員会（2017）「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/1_9.pdf
- 4) 厚生労働省（2019）保育所保育指針解説フレーバル館 pp.101-109
- 5) 厚生労働省（2009）「児童福祉施設最低基準の条例委任」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/02.pdf
- 6) 相澤仁 林浩康（2015）社会的養護 中央法規 pp.86-96
- 7) 厚生労働省（2011）「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/01.pdf
- 8) 木下孝司（2016）「乳幼児・児童期の発達研究の動向と展望—「社会的な関わりに着目して—」教育心理学年報 第55集 pp1-17
- 9) 大泊秀樹(2017) 社会的養護を要する児童に対する児童福祉施設の動向と今後の展望—乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設における被虐待児・発達障害児に対する治療的養護・心理的ケアの視点を中心に—九州女子大学紀要第54号第1号 pp35-52
- 10) 大泊秀樹（2010）乳児院における心理的ケア 九州女子大学紀要 46(2) pp69-83
- 11) 田中康夫(2011) 児童虐待と社会的養護を特集する意味 臨床心理学 11(5) pp.633-635
- 12) J.ボウルヴィー 黒田実朗訳（1967）「乳幼児の精神衛生」岩崎学術出版
- 13) 山口 敬子(2007) 幼養護児童のアタッチメント形成と里親委託事業 福祉社会研究第8号 pp.65-79

- 14) 相澤仁、林浩康 (2017) 社会的養護第2版 中央法規出版 pp.74-84
- 15) 樂木章子 (2002) 乳児院の集团的・組織的特徴と乳児の発達 実験社会心理学研究第42巻第1号 pp23-39
- 16) 綾野武博 荻原英敏 金子保 (1981) 乳幼児期における母性的養育環境の相違と発達に関する縦断的研究 (3) 日本総合愛育研究所紀要 17pp.145-153
- 17) 金子龍太郎 (1993) 乳児院・養護施設の養育環境改善に伴う発達指数の推移—ホスピタリズム解消を目指した実践研究— 発達心理学研究第4巻第2号 pp.145-153
- 18) 杉田恵美 (1994) 乳児院における単独担当制に対する職員の意識に関する研究 (1) 東洋大学児童相談研究 13pp40-55
- 19) 若井和子 小河孝則 (2009) 乳児院での保育実践における看護ニーズの検討 川崎医療福祉学会誌 vol18.2.pp383-392
- 20) 若井和子 小河孝則 (2011) 乳児院における専門職の協働意欲に影響する要因 川崎医療福祉学会誌 vol120.2.pp377-382
- 21) 東野定律 大冢賀政昭 筒井孝子 (2013) 乳児院在所期間に影響する要因の検討—入所乳幼児の入所理由及び保護者の属性の分析から—経営と情報 静岡大学 pp.57-66
- 22) 吉見香 (2016) 乳児院を利用した母親の生活歴と子育ての困難さに関する考察 教育福祉研究 21 pp. 37-51
- 23) 厚生労働省 (2019) 保育所保育指針解説フレーベル館 pp.89-92
- 24) 社会保障審議会児童部会保育専門委員会 (2017) 「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/1_9.pdf
- 25) 上田七生 (2003) 乳児と保育者との愛着関係の形成及び変容過程—第一愛着者対象との愛着関係が不安定な乳児を対象に— 日本保育学会大会第56回大会発表論文集 pp.796-797
- 26) 上田七生 (2002) 乳児と保育者との愛着関係の発達及び変容の過程—第一愛着者対象との愛着関係が不安定な乳児を対象に— 広島大学大学院教育学研究科紀要第三部 (教育人間科学科連領域) 51pp.359-363
- 27) 上田七生 (2003) 乳児—保育者間の愛着関係の変容課程—質的データによる量的データの妥当性の検討— 広島大学教育学研究科紀要 pp333-338
- 28) 初塚真喜子 (2010) アタッチメント (愛着) 理論から考える保育所保育のありかた 相愛大学人間発達学研究 pp1-16
- 29) 大迫 秀樹 (2019) 研究者の視座から「保育の新時代への期待」について 日本保育学会会報 173号 p 1 9
- 30) 厚生労働省 (2018) 「保育所保育指針解説」フレーベル館、p331
- 31) 山本佳代子 (2013) 「保育ソーシャルワークに関する研究動向」山口県立大学学術情報第6号 pp49-59
- 32) 長谷中 崇志 (2017) 「保育者養成課程における地域を基盤としたソーシャルワーク実践教育プログラムの開発に向けた研究—地域との協働によるサービスラーニング型子育て支援活動の10年間の振り返りから—」 pp143-163
- 33) 佐々木英子 (1979) 「保育所における乳児保育の研究—複数担任制の役割分担についての一考察」日本保育学会大会研究論文集 32pp.232-233
- 34) 中平絢子、馬場訓子、高橋俊之 (2015) 「保育所保育における複数養育者の利点と問題点」岡山大学教師教育開発センター紀要第5号 pp44-51

(参考文献)

- ・二木 武監訳 ボウルヴィ母と子のアタッチメント心の安全基地, 医薬業出版, 1993
- ・豊田和子編 演習 保育内容総論 第2版 みらい, 2018
- ・吉村真理子 0~2 歳児の保育—育ちの意味を考える—, ミネルヴァ書房, 2004
- ・村上学 乳児の対人世界—理論編—, 岩崎学術出版社, 1989
- ・A. ゲゼル、F.L イルグ、L.B. エイムズ、J.L. ローデル 乳幼児の発達と指導 (改訂版), 家政教育社, 2000
- ・廣島大三著 6 歳までのアタッチメント育児 合同出版, 2011
- ・ダビッド・オッペンハイム, ドグラス・F・ゴールドスミス 編数井みゆき, 北川恵、工藤晋平, 青木豊訳, アタッチメントを応用した養育者と子どもの臨床, 2011
- ・J・ボウルヴィ著 黒田実郎他 (訳) 母子関係の理論Ⅰ 愛着行動, 岩崎学術出版社, 1976
- ・J・ボウルヴィ著 黒田実郎他 (訳) 母子関係の理論Ⅱ 分離不安, 岩崎学術出版社, 1977
- ・J・ボウルヴィ著 黒田実郎他 (訳) 母子関係の理論Ⅲ 対象喪失, 岩崎学術出版社, 1981
- ・庄内順一、奥山真紀子、久保田まり編 アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって, 明石書店, 2008